

芝浦工業大学柏高等学校野球部 OB 会会則

第 1 条 (名称)

本会は、芝浦工業大学柏高等学校野球部 OB 会と称する。

第 2 条 (事務局)

本会の事務局は、〒277-0033 千葉県柏市増尾 700 芝浦工業大学柏高等学校に置く。

第 3 条 (会員)

1. 本会の会員は、芝浦工業大学柏高等学校野球部に在籍した者(卒業時)とする。
2. ただし、在学中に退部した者も、会長の承認により、入会可能とする。

第 4 条 (目的)

本会は、芝浦工業大学柏高等学校野球部の発展の援助とともに、OB 会会員の相互の親睦を図ることを目的とする。

第 5 条 (事業)

第 4 条 (目的) を達成するために、次の事業を行う。

1. 芝浦工業大学柏高校野球部の発展に対する援助。
2. 会員相互の親睦のための事業。
3. 会員名簿の作成。
4. 会員活動に対する援助及び情報の交換。
5. その他、本会の目的達成のために必要な事。

第 6 条 (総会)

1. 総会は、毎年 1 回行う。
2. 総会は、会長がこれを召集する。
3. 総会の議事は、出席者全員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
4. 必要な場合は、臨時総会を開催する。
5. 役員会をもって総会にかえることができる。

第 7 条 (役員会)

1. 会長以下役員を以って、役員会を構成する。
2. 役員会の議事は、出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 8 条 (役員)

役員は次の通りとする。

1. 会長 1 名、副会長 1 名、会計 1 名。

2. 役員の任期は1年とするが、重任を妨げない。

第9条（会費）

今回の会費は年会費とし、一口につき5,000円、一口以上とする。

ただし、学生は一口3,000円とする。

第10条（会計）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第11条（会則の変更）

会則の変更は、役員協議のうえ総会にはかり、決定できるものとする。

附則

本会の会則は、平成28年4月1日から効力を生じる。